

リサイクル届けの別表1様式が2019年6月1日から変更になります。

解体工事等に関する皆様へ

1 解体工事時の業務用エアコン及び冷凍冷蔵機器のフロン類の回収について

解体工事の際には、解体工事元請業者は事前に業務用冷凍空調機器の有無を確認し、工事の発注者にその結果を書面により説明する義務があります。また、解体業者等は、工事発注者からフロン類の引き渡しを受託した場合は、フロン類充填回収業者へフロン類を引き渡すなど、フロン排出抑制法に基づき、フロン類の回収を適正に行ってください。

フロン類をみだりに放出すると、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。(現在、国において、フロン類の回収率の向上のため、機器の廃棄に関する規制の強化が検討されています。)

2 残置された家電4品目の適正な処理の徹底について

建築物の解体時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物(残置物)は、建築物の解体に伴い生じた廃棄物(解体物)とは異なり、その処理責任は所有者にあります。建築物解体の際に残置された廃家電も「残置物」に該当します。

解体業者等は、残置物として家電4品目がある場合には、処理責任を有する元の所有者(解体工事発注者)に対して、家電リサイクル法等に則した処理(廃棄)を行うよう依頼してください。

家電リサイクル法の対象となる家電4品目(家庭用機器に限る)

- ◆エアコン(セパレートタイプ(壁掛け型、床置き型)・ウインドタイプ)
- ◆テレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式)
- ◆冷蔵庫・冷凍庫
- ◆洗濯機・衣類乾燥機

3 参考資料

フロン排出抑制法パンフレット(環境省、経済産業省、国土交通省)

http://www.env.go.jp/earth/furon/files/int_01-16_201803.pdf

経済産業省の家電リサイクル法特設サイト(消費者向けサイト)

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/fukyu_special/index.htm

<建設リサイクル法に関する問い合わせ>

岡山県土木部都市局建築指導課 TEL: 086-226-7499

<フロン排出抑制法に関する問い合わせ>

岡山県環境文化部環境企画課 TEL: 086-226-7299

<家電リサイクル法に関する問い合わせ>

岡山県環境文化部循環型推進課 TEL: 086-226-7307

○ 改正内容 建設リサイクル法に基づく届出書の別表1様式変更

別表1 抜粋 (変更部分: 下線)

建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	残存物品	<input type="checkbox"/> 有	フロン類使用機器 業務用エアコン、冷凍冷蔵機器 →1をチェック 家電4品目 家庭用エアコン、テレビ、冷凍冷蔵庫、洗濯機、乾燥機→2をチェック	1 <input type="checkbox"/> フロン排出抑制法に従い適正に処置する。 2 <input type="checkbox"/> 家電リサイクル法に従い適正に処置する。 3 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理法及びPCB特別措置法に従い適正に処置する。 4 <input type="checkbox"/> 石綿撤去済み
		<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> PCB使用機器→3をチェック 【 】 <input type="checkbox"/> その他【 】→7に記入	5 <input type="checkbox"/> 石綿撤去完了予定日(月 日) 6 <input type="checkbox"/> 労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に従い適正に処置する。 ※石綿含有不明建材の場合は、事前調査で石綿の有無を明らかにするか、みなし石綿含有建材として処置する。
	特定建設資材への付着物	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿(石綿吹付け、石綿保温材等) →4又は5をチェック【 】 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿※石綿含有不明建材を含む(ビニール床タイル等)→4、5又は6をチェック 【 】	
		<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他【 】→7に記入	

○ 対象区域 県内全域

○ 様式提供 <http://www.pref.okayama.jp/page/569563.html>

○ 別表1 記入例

記載例 ※木造の場合

- ・残存物品(フロン類使用機器)有りの場合
- ・特定建設資材への付着物有り(石綿吹付け、PCB含有シーリング)の場合

別表1 (A4) 建築物に係る解体工事

建築物の構造		分別解体等の計画等	
建築物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他()	建築物の状況	築年数 <u>30</u> 年、棟数 <u>1</u> 棟 その他()
建築物に関する調査の結果	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約 <u>1</u> m その他(住宅密集地)	建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
施設との距離を記入		作業場所	隣地使用の承諾済、道路使用許可済
工事着手前に、建物内に残存物品がある場合は、該当する項目全てにチェック		搬出経路	交通整理員の常駐を計画 搬出用に2トントラックを準備
トランス、コンデンサー蛍光灯安定器などが該当する場合がある		残存物品	1 <input checked="" type="checkbox"/> フロン排出抑制法に従い適正に処置する。 2 <input checked="" type="checkbox"/> 家電リサイクル法に従い適正に処置する。 3 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理法及びPCB特別措置法に従い適正に処置する。 4 <input type="checkbox"/> 石綿撤去済み 5 <input type="checkbox"/> 石綿撤去完了予定日()月()日 6 <input type="checkbox"/> 労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に従い適正に処置する。 ※石綿含有不明建材の場合は、事前調査で石綿の有無を明らかにするか、みなし石綿含有建材として処置する。 7 <input type="checkbox"/> その他
飛散性石綿とは ①発じん性が著しく高いもの: ・吹付け石綿 ②発じん性が高いもの: ・耐火被覆板(ケイカル板2種) ・断熱材(煙突、屋根折板) ・保温材 などが該当する		特定建設資材への付着物	
非飛散性石綿とは 発じん性が比較的低いもの: ・スレート ・石綿含有岩綿吸音板 ・Pタイル ・ケイカル板(第1種) ・サイディング ・石綿セメント板 などが該当する		その他(特定建設資材に付着していない、解体時に発生する有害物質)	
		作業内容	分別解体等の方法
		建築設備・内装材等の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業 機械作業の併用 併用の場合の理由()
		屋根ふき材の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業 機械作業の併用 併用の場合の理由()
		外装材・上部構造部分の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業 機械作業の併用
		基礎・基礎ぐいの取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業 機械作業の併用
		その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業 機械作業の併用
		①上工程における①→②→③→④の順序 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し <input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由(建築物の構造上、取り外しができないため)	
		建築物に用いられた建設資材の量の見込み	40 トン
		特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	発生が見込まれる部分(注)
		コンクリート塊	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④
		アスファルト・コンクリート塊	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④
		建設発生木材	<input checked="" type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input checked="" type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④
		(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他	
		備考	

数量については、四捨五入による整数表示

2019年6月1日